大府市下水道排水設備指定工事店各種届出等について

1 指定事項に変更があったとき

変更のあった日から30日以内に「大府市下水道排水設備指定工事店変 更届(第8号様式)」を提出してください。添付書類は別表のとおりで す。

専属する責任技術者に異動があった場合には、「大府市下水道排水設備 指定工事店変更届(第8号様式)」に加え、「責任技術者名簿(第4号様 式)」を提出してください(新たに責任技術者を採用した場合は、責任技 術者証の写しも添付してください)。

2 排水設備事業を廃止、休止、再開したとき

廃止または休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に「大府市下水道排水設備指定工事店 廃止、休止、再開届(第9号様式)」を提出してください。

3 指定証を再発行するとき

「大府市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書(第7号様式)」を 提出してください。

添付書類(別表)

届出の種類			変更届	登記簿	定款	写真	住民票 の写し	誓約書	指定証 返納
	組織変更	有限→株式等、法 人格の同一性が維 持される組織変更	0	0	0				0
		個人→法人/法人 →個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称 変更	法人(商号の変 更)	0	0	0				0
		個人(婚姻による 氏の変更等)	0				0		0
指定事項の変更		個人(屋号の変 更)	0						0
	代表者変更	法人	0	0				0	
		個人(親→子等の 代替わり)	廃止して新規指定						
		法人	0	0		0			
		個人	0			0	0		
		事業所の付近見取図(共通)							
	住居表示変更	法人	0	0					
		個人	0				0		
		登記簿/住民票の写しの代わりに住居表示変更証明書も可							
	電話および FAX番号	共通	0						
	責任技術者	共通	0						
	の増減		責任技術者名簿 責任技術者証の写し(責任技術者の選任があった場合)						
廃止・休止・再開		共通							〇 (再開 は不要)
			廃止・休止・再開届						
指定証再交付		共通							〇 (紛失 は不要)
			再交付申請書						